

モニタリング計画（案）に対する質問・意見への回答

No	資料	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
		頁	章	節	細節 1	細節 2	細節 3				
1	モニタリング計画（案）	2	第 1	2	（ 2 ）			モニタリングの構成	質問	国による立入検査があるとの記載がありますが、本事業においてどんな位置づけにあたりますか。また国の立入検査結果等は本事業へどのような影響が考えられるでしょうか。	厚生労働省は、水道法第39条第 1 項等の規定に基づき、水道（水道事業及び水道用水供給事業の用に供する者に限る。）の布設若しくは管理又は水道事業若しくは水道用水供給事業の適正を確保することを目的に、市及び運営権者に対して、立入検査を実施されます。立入検査の実施は、関係法令に則して適切に事業が実施されているかという視点で確認されることになるため、本事業に関して、適正かつ確実な業務の履行品質を担保するというモニタリングの一助となるものです。 なお、立入検査の結果は厚生労働省のホームページにおいて公表され、指摘事項がある場合は、改善報告をする必要があります。
2	モニタリング計画（案）	2	第 1	2	（ 2 ）			モニタリングの構成	質問	国による立入検査があるとの記載がありますが、頻度はどれくらいでしょうか。	厚生労働省の立入検査は、不定期に実施されることから、事業期間中に実施される回数については、国の判断によるものになります。
3	モニタリング計画（案）	3	第 1	3	（ 1 ）			セルフモニタリング計画	質問	市が要求するセルフモニタリングの報告頻度はございますでしょうか。或いは運営権者の提案の範疇になるのでしょうか。	市が求めるセルフモニタリングに関する報告頻度については、「モニタリング計画（案）」及び追加で明示する「市のモニタリング確認項目一覧」をご確認ください。 なお、市が必要と判断した場合は、上記に関わらず、報告を求めることがあります。
4	モニタリング計画（案）	3	第 1	3	（ 1 ）			セルフモニタリング計画	質問	セルフモニタリングについて、当該セルフモニタリングの実施頻度（月毎、四半期毎、半年毎等）について要求はありますでしょうか。	市が求めるセルフモニタリングの実施頻度については、「モニタリング計画（案）」及び追加で明示する「市のモニタリング確認項目一覧」をご確認のうえ、ご提案ください。
5	モニタリング計画（案）	4	第 1	4				モニタリング計画	質問	セルフモニタリング計画の変更を指示する場合の事由として、実施契約書や要求水準書が変更された場合を挙げられていますが、実施契約書や要求水準書、及びセルフモニタリング計画は相互承認の上で変更されるという理解でよろしいでしょうか？	「公共施設等運営権実施契約書（案）」及び「要求水準書（案）」等の調整は、「募集要項」に定める公募手続き等に基づいて実施します。 本事業開始後については、「公共施設等運営権実施契約書」の変更は市と運営権者の協議、「要求水準書」の変更は、「公共施設等運営権実施契約書（案）第24条」に基づきます。 これらの変更に伴い、市は運営権者に対して、セルフモニタリング計画の変更を指示する場合があります。
6	モニタリング計画（案）	4	第 1	4				モニタリング計画	質問	市が実施するモニタリングについて、どれくらいの頻度を想定しているのでしょうか。	市が実施するモニタリングの頻度については、「モニタリング計画（案）」及び追加で明示する「市のモニタリング確認項目一覧」をご確認ください。
7	モニタリング計画（案）	4	第 1	5				モニタリングに要する費用負担	質問	「市及び外部有識者機関が実施するモニタリングに要する費用は、市が負担する。（中略）なお、市及び外部有識者機関が実施するモニタリングに対応するため、運営権者に資料の提出等を求める場合は、当該資料提出にかかる費用は運営権者が負担する」とありますが、例えば同資料15頁の「運営権者が I C T 等を活用し、（中略）資料等を管理する場合は、画像情報や位置情報、資料等を市と共有し、市によるモニタリング等に活用する」際に発生する ICT サービス利用に係る費用は、市が負担するという理解でよろしいでしょうか。	I C T 等の活用に係る費用については、運営権者の負担になります。
8	モニタリング計画（案）	4	第 1	5				モニタリングに関する費用負担	質問	「当該資料提出にかかる費用は運営者が負担する」との記載がございますが、当該資料を電子データで提出することは認められますでしょうか。	資料を電子データで提出することは可能です。ただし、市が書類による提出を求めた場合は、運営権者の費用負担で、当該書類を提出していただく必要があります。
9	モニタリング計画（案）	5	第 1	7				紛争の調整	質問	協議会の運営に要する費用は市と運営権者が等しい割合で負担するとありますが、運営に要する費用とは、協議会の開催費用（場所代など）、通信費、資料作成費、構成員の日当など全ての費用を含むとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	モニタリング計画（案）	6	第 2	2	（ 2 ）			業務モニタリング担当	質問	（ア）～（エ）に関して、市では具体的にどこまで関与することを想定しているのでしょうか。別紙2-1では計画・設計・施工の全てにおいて、路線単位で承認/確認となっていますが、それでは現状の発注者と請負者の関係と違いが無いように見えます。想定しているモニタリング項目、頻度、内容、体制等と現状との違いをもう少しご教示いただきたい。	市のモニタリングについては、「モニタリング計画（案）」をご確認ください。 より詳細な市のモニタリングの内容については、資格合格者にお示しする予定です。
11	モニタリング計画（案）	7	第 2	2	（ 2 ）			図2-1 市と運営権者のモニタリングの役割	質問	運営権者の組織が経営部門、計画部門、設計部門、施工部門と 4 部門提示されておりますが、必ずしも記載の 4 部門で構成する必要があるのでしょうか。	運営権者の組織は、必ずしも、経営部門、計画部門、設計部門、施工部門の 4 部門で構成する必要はありません。
12	モニタリング計画（案）	7	第 2	3				外部有識者機関によるモニタリングの体制	質問	外部有識者機関は、学識経験者、公認会計士、弁護士等有識者で構成されるとありますが、何人で構成されるか、現時点で計画があればご教示ください。	外部有識者機関の詳細については、モニタリング計画を策定するまでに、お示しします。
13	モニタリング計画（案）	7	第 2	3				外部有識者機関によるモニタリングの体制	質問	外部有識者機関は、市が委嘱する学識経験者、公認会計士、弁護士等有識者で構成され、とあるが、大阪市PFI事業検討議会の委員の構成とは重複しないと考えて宜しいでしょうか。	
14	モニタリング計画（案）	8	第 2	4				会計検査院による検査の対応	質問	会計検査院による検査の対応に関しては、市が主体となり検査を受検、必要に応じて運営権者が補助するという認識でよろしいでしょうか。	市に対する会計検査院による検査については、市が主体となって検査を受検し、運営権者はこれを補助することになります。
15	モニタリング計画（案）	9	第 3	1	（ 1 ）	ア	（ア）	重要管理点の承認	質問	要求水準書 P 1 7 に「重要管理点」の説明は有りますが、計画、設計、施工各業務における重要管理点は具体的にどのような内容でしょうか。	計画、設計、施工の各業務における重要管理点については、「モニタリング計画（案）別紙 1 及び別紙 2 」でお示ししています。
16	モニタリング計画（案）	9	第 3	1	（ 1 ）	ア	（ア）	重点管理点の承認	質問	重点管理点を設定し、要求水準を充足していることを確認したうえで承認とありますが、別紙2-1では計画・設計の各業務において「路線毎に都度」、「事象発生時」の記載が多くあります。結局のところ、市では対象となる路線全線について路線単位で現状と同様に詳細にチェックするということを想定しているのでしょうか。	路線毎あるいは事業発生時に都度、承認を求める事項については、市が維持管理を行ううえで、又は市が道路管理者等の占用管理者と調整を図るうえで、特に重要となる範囲に限定しており、その他の事項は、運営権者の裁量で実施していただきます。

No	資料	見出し符号						項目名		質問・意見	回答
		頁	章	節	細節 1	細節 2	細節 3				
17	モニタリング計画（案）	9	第 3	1	（ 1 ）	ア	（ イ ）	申請書類等の承認	質問	「実施契約書（案）第 3 4 条第 1 項 許可申請手続き」を見ると、申請書類の作成は運営権者が行い、各管理者への申請及び届出は水道局様が行うと言う解釈でよろしいでしょうか。	許可申請手続きに係る市と運営権者の業務分担については、「要求水準書（案）別添資料 別添 2 - （ 9 ）」をご確認ください。
18	モニタリング計画（案）	11	第 3	1	（ 2 ）	ア		表3-1 重要な経営指標等	質問	表3-1の各経営指標について、貴市が求める要求水準についてご教示下さい。また各経営指標について、指導、勧告、命令に該当する水準についても合わせてご教示下さい。	「重要な経営指標等」は、経年比較等による運営権者の経営状況の把握を目的に提出を求めるものであり、経年比較等の結果、変動や悪化が見られる指標に関しては、説明を求め、必要に応じて改善措置を求めることとなりますが、それぞれの指標だけをもって、要求水準未達等の判定・評価を行う想定はありません。
19	モニタリング計画（案）	11	第 3	1	（ 2 ）	ア		表3-1 重要な経営指標等	質問	各指標の評価の仕方・基準をご教授ください。	
20	モニタリング計画（案）	11	第 3	1	（ 2 ）	ア		経営指標の追加・変更	質問	表3 - 1以外の経営指標として、現時点で貴市が想定されているものがありましたら、ご教示下さい。	お示ししている指標以外で、現時点で想定している指標はありませんが、応募者からの提案・協議の結果、指標を追記する可能性があります。
21	モニタリング計画（案）	11	第 3	1	（ 2 ）	ア		財務モニタリングにおける重要な経営指標等について	質問	・表3-1に記載の重要な経営指標等に記載されている自己資本の定義は資金調達を行う金融機関と合意している資本性資金として理解して問題ないでしょうか。	「重要な経営指標等」は、経年比較等による運営権者の経営状況の把握を目的に提出を求めるものであり、自己資本に関しては、会計上の定義といたします。
22	モニタリング計画（案）	13	第 3	2	（ 2 ）			協議による事業計画書の承認	質問	これらの事業計画書の案については、市の予算案が議会で可決され、市が承認することによって、事業計画書として確定するとあります。 議会可決後の修正・変更は難しいとの理解でよろしいでしょうか。その場合、案とありますが、ほぼ完成版として提出するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	モニタリング計画（案）	14	第 3	2	（ 4 ）			現地における確認	質問	検査のため施工部分を最小限度に破壊し、品質及び性能を確認するとありますが、どのような場合に実施されるのでしょうか？また、頻度及び破壊の程度を教えてください。	施工モニタリングにおいて、不可視箇所となる部分の品質、出来形が工事記録写真等において確認できない場合や、更新後の配水管に漏水等の異常が発生している可能性がある場合等を実施することを想定しています。頻度や破壊の程度は、これらの事象の発生とその内容によります。
24	モニタリング計画（案）	14	第 3	2	（ 4 ）			現地における確認	質問	「市は、現地における確認を行い、（中略）運営権者に対して、施工部分を最小限度に破壊し、品質及び性能の確認を行うよう指示すること、又は市自らが施工部分を最小限度に破壊し、品質及び性能を確認することができ。なお、その確認又は復旧に係る費用は、運営権者の負担とする」とありますが、確認の必要性について市と運営権者の間で事前協議することは可能でしょうか。	破壊検査に係る確認の必要性については、事象毎に運営権者からの説明や工事記録写真等による確認を踏まえ、市が判断します。
25	モニタリング計画（案）	14	第 3	2	（ 4 ）			現地における確認	意見	市の指示あるいは市自ら施工部分を破壊することができるとありますが、費用負担も含め、事前の十分な協議が必要ではないでしょうか。もし瑕疵がない場合は費用は市の負担とすべきと考えます。	No. 23及びNo. 24の回答をご確認ください。 なお、瑕疵がない場合においても、費用は運営権者の負担になります。
26	モニタリング計画（案）	15	第 3	2	（ 5 ）	ア		I C T等の活用	質問	画像情報や位置情報、資料等を市と共有しとありますが、事業者が用いるシステム等を市が導入していただけるとの理解でよろしいでしょうか。また、導入費用は市にてご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	運営権者が用いるシステム等の導入費用については、運営権者の負担になります。
27	モニタリング計画（案）	15	第 3	2	（ 5 ）	ア		ICT等の活用	質問	ICTを市によるモニタリングに活用すると記載がありますが、ICTをインターネットを活用する場合、LGWANなどの制約はあるのでしょうか。また、市職員のインターネットブラウザの利用環境について提示いただけますでしょうか。	市のインターネットブラウザの利用環境等については、事業者選定後、I C T活用の提案内容等により、必要に応じて、お示しする予定です。
28	モニタリング計画（案）	15	第 3	2	（ 5 ）	イ		外部有識者機関によるモニタリング	質問	「市は、外部有識者機関に、市が作成した業務モニタリング及び経営モニタリングの結果と、運営権者が作成した単年度事業報告書を提出する。」とありますが、計画、設計、施工も含めたものと考えてよいでしょうか。「モニタリング結果」とあるため、計画、設計、施工の結果について、著しい異議が発生した場合（特に施工後）は、対応が困難と考えられます。	市は、外部有識者機関へ計画、設計、施工を含む業務モニタリング及び経営モニタリングの結果全般を単年度事業報告書に記載して提出します。 なお、ご質問の趣旨が、外部有識者機関から異議があった場合のことであれば、市は運営権者と協議のうえ対応するものと考えます。
29	モニタリング計画（案）	17	第 4	1	（ 1 ）			是正レベルの事象例	質問	指導及び勧告における提出書類や図面について、「軽微な不備」と「不備」の具体的な事例をお示しください。例えば誤字・脱字に関しても「軽微な不備」対象となるのでしょうか？	誤字・脱字の程度によりますが、業務へ影響を及ぼすレベルである場合は不備として取り扱います。
30	モニタリング計画（案）	17	第 4	1	（ 1 ）			是正レベルの認定	質問	「表 4 - 1 是正レベルの事象例」にて、不誠実な市民対応により市職員の対応を要した場合、とありますが、不誠実な市民対応と判断される具体的な基準をお示しください。	例えば、市民等からの問合せや要望等に対して、運営権者として、説明責任を適正に果たしているかが、判断基準の一つと考えます。
31	モニタリング計画（案）	17	第 4	1	（ 2 ）			是正措置の実施	意見	「市は各是正措置について、それぞれ相応の期限を定めて」とありますが、期限については運営権者と協議が必要ではないでしょうか。	
32	モニタリング計画（案）	17	第 4	1	（ 2 ）			是正措置の実施	質問	市は、各是正措置について、それぞれ相応の期限を定めて、運営権者に対し是正措置の実施を求めることとする。とありますが、それぞれの相応の期限を具体的に教えていただけますでしょうか。	是正措置の期限については、要求水準未達の内容や、市民生活に与える影響、運営権者の作業内容等について協議したうえで、これらを総合的に勘案して、市が定めることとなります。
33	モニタリング計画（案）	17	第 4	1	（ 2 ）			是正措置の実施	質問	是正措置の実施を完了した旨を書面により報告した後、是正措置の適正性等について貴市が確認を行います。確認に要する期間を教えてください。	市は、速やかに是正措置の実施の確認を行います。確認に要する期間は、是正措置の内容等によります。
34	モニタリング計画（案）	18	第 4	2				違約ポイントの算定	質問	各是正措置の実施を完了している場合とありますが、この完了の条件を教えてください。	是正措置の実施を完了している場合とは、運営権者が、「要求水準未達の解消の実施」、「是正計画書の提出」、「再発防止策の実施」のそれぞれの是正措置を実施した状態のことです。 ただし、市が確認をした結果、不備等がある場合は、市は運営権者に対して再度、期限を設けて、当該是正措置の実施を指示します。
35	モニタリング計画（案）	18	第 4	2				違約ポイントの算定	質問	要求水準未達時に違約ポイントを設定する目的をご教示ください。是正措置に必要な指導、勧告、命令は理解できますが、徴収した違約金はどう活用されるのでしょうか。	違約ポイントは、要求水準未達時に運営権者の対応を適切に管理することを目的として設定しています。徴収するに至った違約金について、特定の使用用途は想定していません。
36	モニタリング計画（案）	18	第 4	2				違約ポイントの算定	質問	運営権者の過失によるものでない場合においても、違約ポイントが計上されることがあると読み取れますが、過失がないにも関わらず違約ポイントが計上される場合とはどのような場合でしょうか。	違約ポイントを計上する事由が発生した場合は、結果責任により、原則、違約ポイントを計上することになります。ただし、例外的に、その原因が運営権者の過失によるものではないと市が判断した場合、違約ポイントを計上しないことがあります。

No	資料	見出し符号						項目名			質問・意見	回答
		頁	章	節	細節 1	細節 2	細節 3					
37	モニタリング計画（案）	19	第 4	2	（ 2 ）			同一事象の要求水準未達が発生した場合	質問		同一事象の要求水準未達とはどのような事象でしょうか？可能であれば具体的な事例をお示しください。	例えば、個人情報の漏えいが発生し、市が、各是正措置の実施の完了について、すべての確認を完了した日から 6 か月以内に、再度、個人情報の漏えいが発生した場合は、同一事象の要求水準未達になります。
38	モニタリング計画（案）	19	第 4	2	（ 2 ）			同一事象の要求水準未達が発生した場合	質問		「同一事象」とは、是正措置の対象となった管路の場所と同一の管路の場所で同一の原因により同一の事象が発生した場合（前回と同じ不具合が発生した場合）という理解でよろしいでしょうか。	なお、同一事象とは、是正措置の対象となった管路の場所と同一の管路の場所で同一の原因により同一の事象が発生した場合等に限定したものではありません。
39	モニタリング計画（案）	20	第 4	2	（ 3 ）			違約ポイントの消滅	意見		違約ポイント消滅の起算日を「是正措置の実施完了の確認が終了した日」から「是正措置の実施を完了した旨を書面により報告した日」に変更していただけないでしょうか？	原文のとおりとします。 運営権者が実施した各是正措置について、市が当該是正措置の適正性や、着実に実施されているか等の確認を終える必要があります。
40	モニタリング計画（案）	20	第 4	3	（ 1 ）			違約ポイントに係る要求水準未達違約金	質問		ポイント加算による要求水準未達違約金は税込でしょうか？税抜でしょうか？	消費税及び地方消費税相当額の取扱いについては、国税庁のホームページをご確認ください。
41	モニタリング計画（案）	20	第 4	3	（ 1 ）			違約ポイントに係る要求水準未達違約金	質問		違約ポイントによる要求水準未達違約金は、「市が、違約ポイントを計上したすべての要求水準未達に係る各是正措置の実施完了の確認が終了した時又は契約解除時に（中略）運営権者に請求する」とありますが、これは各是正措置実施完了の確認が終了したタイミングで、実施契約書案第61条に基づいて利用料金や一部負担金と相殺することを想定されているという理解でよろしいでしょうか。	要求水準未達違約金は別途に精算することが原則です。 ただし、市の判断により、利用料金相当額又は一部負担金の支払いに係る債権と相殺することがあります。
42	モニタリング計画（案）	22	第 4	3				図4-3 違約ポイントの計上及び要求水準未達違約金の算定に関する事例	質問		事例1、事例2で示されるように、違約ポイントを計上する期間は是正計画書を提出するまででしょうか？すなわち、是正措置の実施完了は是正計画書を提出するまでという解釈でよろしいでしょうか？	事例 1 及び 2 に関する違約ポイントの計上する期間については、ご理解のとおりです。 なお、「要求水準未達の解消」及び「再発防止策の実施」についても、市が定めた期限の翌日から、運営権者がこれらを実施する日までの間、違約ポイントを計上することになります。 なお、是正措置の実施完了の解釈については、No.34の回答をご確認ください。
43	モニタリング計画（案）	23	第 4	4	（ 1 ）	イ		進捗未達による契約解除	質問		著しい定量的指標の未達とされる基準をご教授ください。	著しい定量的指標の未達とは、事業の進捗に遅れが発生し、残りの事業期間中で、本事業の目的の達成が困難と見込まれる場合を想定しています。
44	モニタリング計画（案）	23	第 4	4	（ 2 ）			契約解除違約金	質問		違約金には、実施契約書にある契約解除違約金と違約ポイントに係る要求水準未達違約金および定量的指標に係る要求水準未達違約金の 3 つがあるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	モニタリング計画（案）	24	第 5	2				書類による確認	意見		引継書を事業終了の180日前までに提出することは、契約工期が半年短縮される事となるので、事業終了後の提出としていただきたい	原文のとおりとします。 なお、引継書については、本事業終了日の180日前までに市に提出していただくこととなりますが、本運営事業及び附帯事業の実施状況等を踏まえ、必要に応じて修正のうえ、最終版は本事業終了日までに提出していただくこととなります。
46	モニタリング計画（案）	26	別紙 2 - 1					設計業務 (1)管材料等の選定	質問		管材料等の選定 設計水圧条件書 事象発生時 当該特殊環境における設計水圧 とありますが、具体的にはどのような条件のことでしょうか。	「要求水準書（案）別添 2 - （ 1 ） - ア」にお示しするとおりです。
47	モニタリング計画（案）	26	別紙 2 - 1					設計業務 (2)工法の選定	質問		工法の選定 地盤変位対策検討書 事象発生時 とありますが、事象発生の具体的な条件、または具体的な地域等は定められていますか。通常の開削では、土質調査を行わないため判断材料がありません。	事象発生の条件については、「要求水準書（案）別添 2 - （ 2 ） - ア」にお示しするとおりです。なお、具体的な地点については、管路の埋設位置や配管形態も踏まえて判断することとなりますので、現時点で、特定の地点は定めておりません。
48	モニタリング計画（案）	27	別紙 2 - 1					施工業務、断通水計画書	質問		事業計画書作成時に段通水計画について事前協議、承諾をいただいたうえで、作業計画時に段通水計画を提出するとの理解でよろしいでしょうか。	「モニタリング計画（案）別紙 1 及び別紙 2 - 1 」、「要求水準書（案）第 3 - 3 - （ 4 ）」、「要求水準書（案）別添 3 - （ 3 ） - ク」をご参照ください。
49	モニタリング計画（案）	27	別紙 2 - 1					施工業務（ 5 ）工事施工 断通水計画書（ 1 次配水ブロックの階層に限る ）の承認に係る標準期間	質問		断通水計画書の承認に係る標準期間が 1 か月程度とありますが、承認されるまで断通水以外の現場作業も一切開始できないのでしょうか。	断通水作業に伴い操作するバルブの状況確認や、ドレンなど排水先の調査等は、行っていただいても差し支えありません。
50	モニタリング計画（案）	29	別紙 3		（ 1 ）			更新する配水管延長	意見		更新する配水管延長とは、布設する延長でなく、撤去された延長ということですが、これはこれまでの質問回答にもありましたように、更新時は100%撤去が原則という考えが背景にあると思われますので、「撤去」についての定義を示していただきたいです。	更新に際し、既設管は撤去を原則としますが、PIP工法によりさや管となり、配水管として機能しなくなった部分の延長及び、「要求水準書（案）第 4 - 3 - （ 3 ） - イ - (イ)」に示す既設管を存置せざるを得ない場合における、配水管としての機能を廃止したうえで存置する管路延長は、更新する配水管延長に含むものとします。
51	モニタリング計画（案）	29	別紙 3		（ 1 ）			更新する配水管延長	質問		「更新する配水管延長とは、撤去された既設の配水管の平面延長を累計して算出する」とあるが、PIP工法を用いる場合の扱いは工法実施区間の距離を計上することが認められるか。	
52	モニタリング計画（案）	29	別紙 3		（ 1 ）			更新する配水管延長	質問		配水管延長とは撤去された既設の配水管の平面延長を算出すると規定されていますが、PIP工法や撤去不可等の理由により既設配管が撤去されない場合の算出方法についてご教示ください。	
53	モニタリング計画（案）	29	別紙 3		（ 1 ）			更新する配水管延長	質問		残置が認められたものは撤去された既設の配水管の平面延長に計上されると理解してよろしいでしょうか。	
54	モニタリング計画（案）	29	別紙 3		（ 2 ）			管路の耐震管率	質問		「耐震継手のダクタイル鋳鉄管または溶接継手の鋼管であるが、法定耐用年数40年を超過した管」は、耐震管、老朽管の両者にて計上してよいか。	ご理解のとおりです。

No	資料	見出し符号						項目名			質問・意見	回答
		頁	章	節	細節 1	細節 2	細節 3					
55	モニタリング計画（案）	29	別紙 3		（ 3 ）			基幹管路の耐震適合率	質問		良好な地盤の判定は市が行うとありますが、開示資料のとおりと理解してよろしいでしょうか。	良好な地盤として、管種・継手に応じて耐震適合管の対象となる区域については、「守秘義務対象資料（第一次）」にてお示ししているとおりです。
56	モニタリング計画（案）	29	別紙 3		（ 3 ）			基幹管路の耐震適合率	質問		良好な地盤の判定は市が行うと記載されていますが、判定マップは公開されますか	
57	モニタリング計画（案）	29	別紙 3		（ 3 ）			基幹管路の耐震適合率	質問		「良好な地盤の判定は市が行う」との記載がありますが、当該判定結果は要求水準の定量的指標の進捗状況に大きく関係するため、事業計画承認時等、施工実施前までに運営権者に対して通知されるものとの認識で宜しいでしょうか。	
58	モニタリング計画（案）	29	別紙 3		（ 3 ）			基幹管路の耐震適合率	質問		耐震適合管の良好な地盤判定は市が行うとありますが、これは開示資料に示された250mメッシュの地盤区分を指すのでしょうか。それともそれ以外の現場条件等も考慮して総合的に判断されるということなのでしょうか。	
59	モニタリング計画（案）	30	別紙 3		（ 4 ）			管路の老朽管率	質問		「耐震継手のダクトイル鉄鉄管または溶接継手の鋼管であるが、法定耐用年数40年を超過した管」は、耐震管、老朽管の両者にて計上してよいか。	ご理解のとおりです。
60	モニタリング計画（案）	30	別紙 3		（ 5 ）			重要給水施設路線の耐震化数	意見		「路線一ヶ所」の定義が不明瞭であります。各箇所の対象路線及び管径と延長、布設年次を提供願います。（現状の開示データでは129カ所の組成が不明なため、各定量的指標がどのように変動するかわかりかねます）	重要給水施設路線のそれぞれの対象路線及び管径と延長、布設年次については、「守秘義務対象資料（第一次）」を参照いただいたうえで、管路情報管理システムで確認いただくことが可能な情報です。
61	モニタリング計画（案）	31	別紙 4	1	（ 1 ）			募集要項に記載された更新	質問		市が実施する募集要項等に記載された運営権設定対象施設の更新について、詳細情報（管種、管径、延長、施工箇所等）をご教授ください。（現時点での予定で構いません）	実施契約書（案）No.19の回答をご確認ください。
62	モニタリング計画（案）	31	別紙 4	2				災害医療機関又は広域避難場所の変動	質問		「災害医療機関又は広域避難場所が、減少・移転・増加した場合、これらに係る路線については、定量的指標の未達に計上しない」とあるが、本定量的指標は「重要給水施設路線の耐震化数」のみであり、管路の延長や老朽管の延長といった定量指標は変動するという意味でしょうか。	定量的指標の算出方法については、「モニタリング計画（案）別紙 3」のとおりです。
63	モニタリング計画（案）	32	別紙 4	3				路線の組換えの取扱い	質問		下位以下の区分へ路線の組換えを行う場合、2つ以上下位でもいいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
64	モニタリング計画（案）	32	別紙 4	3				路線の組換えの取扱い	質問		路線の組み換えが行われ、その結果として事業費上限額を超えた場合でも、その上限に関係なく運営権者に支払われるという理解でよろしいでしょうか。	路線の組換えについては、別紙 4 に記載のとおり、原則として事業計画書で定めた事業費の範囲内において行っていただくこととなりますが、例外的に市が認めた場合に限り、事業計画書で定めた事業費の範囲を超えて路線の組換えを行うことができ、かかる場合には組換え後の事業費を基に一部負担金や利用料金の算定を行うこととなります。 なお、お尋ねの「事業費上限額」が、「優先交渉権者選定基準 別紙 1」に記載の「事業費の上限額」を指しているのであれば、上記の場合のほか、定期レビューや臨時協議によって配水管工事に係る口径別の単価や利用料金按分率の上限が変更された場合など、結果的に当該上限額を超えて一部負担金や利用料金が算定されることはあり得ます。
65	モニタリング計画（案）	34	別紙 5	2				定量的指標に係る要求水準未達違約金の算定方法	質問		実施契約書 第70条に規定されている「合意延長」が行われた場合、モニタリング計画に規定されている3項目の要求水準未達違約金の適用である事業終了日は合意延長終了日という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
66	モニタリング計画（案）	34	別紙 5	2				定量的指標に係る要求水準未達違約金の算定方法	意見		定量的指標に係る要求水準未達違約金に関し、厳しい措置を取られていますが、未知の本事業をやるに当たっては、ハードルが高すぎるのではないのでしょうか。	公募の条件としてご理解ください。
67	モニタリング計画（案）	34	別紙 5	2				算定方法について	質問		各定量的指標における、固定金額および変動額の単価の算出根拠は何でしょうか。	定量的指標の要求水準未達違約金の算出根拠については、開示する予定はありません。公募の条件としてご理解ください。
68	モニタリング計画（案）	34	別紙 5	2				要求水準未達違約金	質問		（ 1 ）～（ 3 ）の違約金は重複して課せられることはありますか。	本事業終了日において、（ 1 ）から（ 3 ）の定量的指標がそれぞれ未達であった場合は、それぞれに違約金が発生します。
69	モニタリング計画（案）	35	別紙 5	2	（ 3 ）			重要給水施設路線の耐震化数に係る要求水準未達違約金	質問		「要求水準書に定める耐震化数」（令和2年9月末時点で合計129箇所）には、事業開始前に耐震化されている数が含まれていると存じますが、未達係数の分母となる耐震化数は、事業開始前に耐震化されている数に関わらず129箇所との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
70	モニタリング計画（案）	35	別紙 5	2	（ 3 ）			重要給水施設路線の耐震化数に係る要求水準未達違約金	質問		同項目は、6事業年度末で129ヶ所の更新が求められているが、違約金が発生するのは別添 5 の通り「本事業終了日」という理解でよいか。	重要給水施設路線の耐震化を 6 事業年度末までに達成できなかった場合は、市は運営権者に対して、要求水準未達の是正措置の実施を求め、運営権者の対応状況によっては、違約ポイントに係る要求水準未達違約金が発生することとなります。 なお、本事業終了日までに重要給水施設路線の耐震化を達成できなかった場合は、定量的指標に係る要求水準未達違約金が発生します。
71	モニタリング計画（案）	35	別紙 5	2	（ 3 ）			重要給水施設路線の耐震化に係る要求水準未達違約金	質問		6年目までに達成できなかった箇所について、6年目以降での未達成はどのように扱われるのでしょうか。（例えば未達成箇所を7年目で完了させても、16年目で完了させても違約金の額に違いはないのでしょうか。）	
72	モニタリング計画（案）	35	別紙 5	2	（ 3 ）			重要給水施設路線の耐震化に係る要求水準未達違約金	質問		本違約金は6年目までに完了できなかった箇所数で算出し、7年目以降で129箇所を完了したとしても違約金は発生するという理解でよいでしょうか。	
73	モニタリング計画（案）	35	別紙 5	2	（ 3 ）			重要給水施設路線の耐震化に係る要求水準未達違約金	質問		本違約金が発生した場合の違約金の支払い日は7年目でしょうか、それとも本事業終了日となるのでしょうか。	
74	モニタリング計画（案）	35	別紙 5	2	（ 3 ）			重要給水施設路線の耐震化数	質問		要求水準未達違約金の計算は、未達の耐震化数に基づいて計算されますが、距離ではなく個数にする理由についてご教示ください。距離の長いもの、短いものも同じ1個とカウントするのは不公平と思われます。	公募の条件としてご理解ください。
75	モニタリング計画（案）	35	別紙 5	2	（ 3 ）			重要給水施設路線の耐震化数	質問		要求水準未達違約金の計算は、未達の耐震化数に基づいて計算されますが、重要給水施設路線のそれぞれの延長距離と管径と場所についての情報をご提供ください。	№60の回答をご確認ください。

No	資料	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
		頁	章	節	細節 1	細節 2	細節 3				
76	モニタリング 計画（案）	37	別紙 6					契約解除の場合の算定方法	質問	計算例として別紙5で規定している下記2項目について提示されています。 （１）更新する配水管延長に係る要求水準未達違約金 （２）基幹管路の耐震適合率に係る要求水準未達違約金 一方、（３）の項目については計算例が表示されていませんが、同様の計算論理に従うという理解でよろしいでしょうか。 誤認識を避けるため、計算例を提示して頂ければ助かります。 （３）重要給水施設路線の 耐震化数に係る要求水準未達違約金	（３）の計算方法については、ご理解のとおりです。 （計算例）本事業開始後10年で契約解除になった場合 ・重要給水施設路線の耐震化に係る要求水準未達違約金 129箇所÷16年×10年=80.625 80箇所 要求水準未達違約金= 1 億円 + （80箇所 - 実績）×0.3億円×（80箇所 - 実績）÷80箇所
77	モニタリング 計画（案）	37	別紙 6					契約解除の場合の算定方法	質問	ここで規定されている契約解除における定量的指標に係る要求水準未達違約金とは別に、実施契約書第84条2項にある契約解除違約金4億円は課せられるという理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。